

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
41	母子保健関連事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長岡市は、母子保健関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、宣言する。

### 特記事項

本評価書では以下の略称を用いています。

「番号法」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

「番号法第19条第8号に基づく主務省令」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年／デジタル庁／総務省令第9号）

## 評価実施機関名

長岡市長

## 公表日

令和8年3月25日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健関連事務
②事務の概要	母子保健法及び子ども・子育て支援法に基づき、母子手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るための施策を実施する事務である。特定個人情報ファイルは、母子保健法及び子ども・子育て支援法による妊産婦若しくはその配偶者又は子ども若しくはその保護者に関する保健指導、健康診査、妊娠の届出、母子手帳の交付、相談、地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務において使用する。
③システムの名称	1 健康管理システム 2 中間サーバー 3 統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバー)
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表第70・127の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表95・155の項 ※母子保健に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども未来部 こども家庭センター
②所属長の役職名	所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部庶務課 940-8501 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10 0258-39-2203
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども未来部 こども家庭センター 940-0084 新潟県長岡市幸町2丁目1番1号 0258-36-3790
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーカードの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検	[ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 9) 従業員に対する教育・啓発 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	従事者は研修を受講している。また、新採用など未受講者に対してはOJTを通じて適切な事務作業を伝えている。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 健康管理システム 2 統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバー)	1 健康管理システム 2 中間サーバー 3 統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバー)	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年4月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年4月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		<情報提供の根拠> 番号法第19条第7号別表2第56の2項 <情報照会の根拠> なし。母子保健に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない。	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年4月11日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	子育て支援部 子ども家庭課	子ども未来部 子ども家庭課	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年4月11日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	波多 文子	大矢 芳彦	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年4月11日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	子育て支援部 子ども家庭課 940-0084 新潟県長岡市幸町2丁目1番1号 0258-39-2219	子ども未来部 子ども家庭課 940-0084 新潟県長岡市幸町2丁目1番1号 0258-39-2219	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年4月11日	Ⅲしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年4月11日	Ⅲしきい値判断項目 2. 取扱い者数 いつ時点の計数か	平成26年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年11月21日	Ⅲしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年11月21日	Ⅲしきい値判断項目 2. 取扱い者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
平成30年7月2日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
平成30年7月2日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱い者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和1年6月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職	大矢 芳彦	課長	事後	重要な変更にあたらない項目
令和1年6月21日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和1年6月21日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱い者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和1年6月21日	Ⅳリスク対策	なし	新様式への変更に伴うリスク対策の記載	事後	重要な変更にあたらない項目
令和2年5月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	子ども未来部 子ども家庭課	子ども未来部 子ども・子育て課	事後	重要な変更にあたらない項目
令和2年5月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	子ども未来部 子ども家庭課 940-0084 新潟県長岡市幸町2丁目1番1号 0258-39-2219	子ども未来部 子ども・子育て課 940-0084 新潟県長岡市幸町2丁目1番1号 0258-39-2219	事後	重要な変更にあたらない項目
令和3年6月7日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年2月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和3年6月7日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱い者数 いつ時点の計数か	令和2年2月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和4年6月8日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和4年6月8日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱い者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない項目

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月8日	特記事項の条例	長岡市個人情報保護条例(平成27年長岡市条例第31号)	長岡市個人番号の利用等に関する条例(令和4年長岡市条例第48号)	事後	重要な変更にあたらぬ項目
令和5年6月8日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらぬ項目
令和6年6月13日	IIしきい値判断項目 2. 取扱い者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらぬ項目
令和7年6月30日	表紙 特記事項	「番号法」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 「主務省令①」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省令第5号) 「主務省令②」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省令第7号) 「条例」……長岡市個人番号の利用等に関する条例(令和4年長岡市条例第48号)	「番号法」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 「番号法第19条第8号に基づく主務省令」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年/デジタル庁/総務省令第9号)	事後	重要な変更にあたらぬ項目
令和7年6月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第1第49の項 主務省令①第40条	番号法別表第70の項	事後	重要な変更にあたらぬ項目
令和7年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②情報連携 法令上の根拠	<情報提供の根拠>番号法第19条第7号別表2第56の2の項 <情報照会の根拠>なし。母子保健に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない。	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第95の項 ※母子保健に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない	事後	重要な変更にあたらぬ項目
令和7年6月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	子ども未来部 子ども・子育て課	子ども未来部 こども家庭センター	事後	重要な変更にあたらぬ項目
令和7年6月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長	所長	事後	重要な変更にあたらぬ項目
令和7年6月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	子ども未来部 子ども・子育て課 0258-39-2300	子ども未来部 こども家庭センター 0258-36-3790	事後	重要な変更にあたらぬ項目
令和7年6月30日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらぬ項目
令和7年6月30日	IIしきい値判断項目 2. 取扱い者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらぬ項目
令和7年6月30日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	重要な変更にあたらぬ項目
令和7年6月30日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		申請者からマイナンバーカードの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。	事後	重要な変更にあたらぬ項目
令和7年6月30日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		9) 従業者に対する教育・啓発	事後	重要な変更にあたらぬ項目
令和7年6月30日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	重要な変更にあたらぬ項目
令和7年6月30日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		従事者は研修を受講している。また、新採用など未受講者に対してはOJTを通じて適切な事務作業を伝えている。	事後	重要な変更にあたらぬ項目
令和8年2月13日	評価書名	母子保健法関連業務	母子保健関連業務	事前	重要な変更にあたらぬ項目

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健法及び子ども・子育て支援法に基づき、母子手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るための施策を実施する事務である。 特定個人情報ファイルは、母子保健法及び子ども・子育て支援法による妊産婦若しくはその配偶者又は子ども若しくはその保護者に関する保健指導、健康診査、妊娠の届出、母子手帳の交付、相談の実施に関する事務において使用する。	母子保健法及び子ども・子育て支援法に基づき、母子手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るための施策を実施する事務である。 特定個人情報ファイルは、母子保健法及び子ども・子育て支援法による妊産婦若しくはその配偶者又は子ども若しくはその保護者に関する保健指導、健康診査、妊娠の届出、母子手帳の交付、相談、地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務において使用する。	事前	重要な変更にあたらない項目
令和8年2月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第70の項	番号法別表第70・127の項	事前	重要な変更にあたらない項目
令和8年2月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②情報連携 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第70の項 ※母子保健に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表95・155の項	事前	重要な変更にあたらない項目